

入札者心得書

第1条 入札者は、この心得書を遵守しなければならない。

第2条 入札者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」等に抵触する行為を行ってはならない。

第3条 入札者は、仕様書、図面等を熟知のうえ、総額をもって入札しなければならない。

ただし、単価で入札することを指示した場合は、その指示するところによる。

2 前項の内訳書記載の規格、数量等に誤りがあると認められる場合は、添付書類により訂正のうえ積算しなければならない。

第4条 代理人をもって入札しようとする者は、開札前に委任状を提出しなければならない。（この場合の代理人とは、指名業者が自社以外の者を代理人として入札に参加する場合をいう。）

第5条 入札書は指定の書式により作成し、封書にして、指定日時に ODAIBA ファウンテン（仮称）実行委員会あて提出しなければならない。

第6条 一旦提出した入札書は、いかなる理由があっても引換変更または取消をすることができない。

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加の資格がない者のした入札

(2) 入札保証金の納付を要する場合において、所定の日時まで、所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 入札書を所定の日時に所定の場所に提出しないもの

(4) 入札書に記名押印がないもの。または、入札書の記載事項が不明なもの

(5) 入札件名を記載せず、または一定の金額で価格を表示しないもの

(6) 同一件名に対し2通以上の入札書を提出したもの

(7) 他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札

(8) 訂正印の押印することなく内容を訂正したもの。（ただし、首標金額の訂正は認めない。）

(9) 前各号に定めるものを除くほか、特に指定した事項に違反した者

第8条 入札者は、開札に立会うものとする。

第9条 再度入札の回数は、原則として2回以内とする。

第10条 落札となるべき同価の入札をした者がいるときは、直ちにくじで落札者を定める。この場合、当該入札に関係のない職員に行わせる。

第11条 落札者の決定がなされた時は、落札者は指定期日以内に契約書および契約に必要な書類を提出しなければならない。

2 前項の指定期日を経過したとき、その落札は効力を失うものとする。

3 内訳書の単価等が不相当と認められるときは、契約金額の範囲内でこれを訂正するものとする。

第12条 工事契約を締結した請負者は、「建設業退職金共済制度」の対象となる従業員に対して、共済手帳の交付および共済証紙の貼付を行うとともに、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）を掲示するよう努めなければならない。

第13条 この心得書各条の解釈および明記のない事項については、すべて ODAIBA ファウンテン（仮称）実行委員会の指示によるものとする。